

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の見直しについて

現行の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の概要

1. 目的・意義 国土面積(約38万km²)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等管轄海域(約447万km²)の適切な管理

2. 離島の役割

- 1) 排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠
- 2) 海域における様々な活動を支援・促進する拠点
- 3) 豊かな自然環境の形成や人と海との歴史や伝統を継承

(例)南鳥島

→ 国土面積の約1.1倍の約43万km²のEEZを確保

3. 離島の保全・管理に関する施策

1) 海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集
→ 土地の保有・登記状況に関する調査
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 離島の名称の適切な管理

2) 海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

- ① 海洋資源の開発及び利用の支援
- ② 遠隔に位置する離島における活動拠点の整備
- ③ 海洋の安全の確保

3) 海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

- ① 状況把握・データ収集
- ② 海洋保護区の設定等による保全・管理の推進
- ③ 離島における自然環境保全の取組推進

4) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

4. 離島の保全・管理に関する施策の推進体制等

5. 国民等に対する普及啓発

現行の基本方針に係る主な施策の進捗状況について<1>

H21年12月

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の策定

H22年6月

「低潮線保全法」※1の制定

H22年7月

「低潮線保全に関する基本計画」※2の策定 (H23年5月一部変更)

低潮線の保全

185の低潮線保全区域※3を指定(H23年5月)
○掘削の許可等の行為規制
○巡視の実施

特定離島における
拠点施設の整備

沖ノ鳥島及び南鳥島
における特定離島港
湾施設の整備
(H23及びH22年度に
それぞれ着手)

国庫に帰属することが
新たに判明した土地の
国有財産台帳への登録

低潮線保全区域周辺の土地
(23地区)について、国有財
産台帳に登録(H23年8月)

離島への名称付与

EEZの外縁を根拠付ける低潮線
を有する島のうち、名称のない島
(49島)に名称を付与(H23年5月
及びH24年3月)

H26年6月

国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会「最終提言」

領海の外縁を根拠付ける低潮線
を有する島の土地所有者の調査
を実施中
このうち無人離島(約350島)につ
いて、登記簿等による調査が完了

領海の外縁を根拠付ける低潮線
を有する島のうち、名称のない島(158
島)に名称を付与(H26年8月)

※1 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成22年法律第41号)

※2 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画

※3 EEZの外縁を根拠付ける低潮線の保全が必要な海域(海底及びその下を含む。)として政令で定めるもの。

現行の基本方針に係る主な施策の進捗状況について<2>

H21年12月

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の策定

海洋の安全の確保

海洋資源^{※6}の開発及び
利用の支援

海洋保護区の設定

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部改正^{※4}(H24年9月)

「海洋生物多様性保全戦略」^{※7}の策定
(H23年3月)

国家安全保障戦略^{※5}の閣議決定
(H25年12月)

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定(H25年12月)

「生物多様性国家戦略2012-2020」^{※8}
の閣議決定(H24年9月)

H26年6月

国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会「最終提言」

※4 海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、勧告を経た上で立入検査を省略して退去命令を行うことができるとする等の改正。

※5 国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むべきと記述。

※6 海底鉱物資源及び水産資源を指す。

※7 海洋保護区に該当すると考えられる我が国の既存の制度等を整理。

※8 海洋保護区の設定を適切に推進し、H32年までにわが国の管轄権内水域の10%を保護区化することを目標。

現行の基本方針の見直しの必要性及び今後の予定(案)

見直しの必要性

- 現行の基本方針の策定後、概ね5年が経過し、我が国の主権及び主権的権利を巡る近隣国の活動の活発化等離島を取り巻く状況が大きく変化。
- 昨年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」において、国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むべきと記述。
- 本年6月に、国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会(座長:奥脇 直也 明治大学法科大学院教授)が最終提言を取りまとめ。

基本方針の見直しに着手

今後の予定(案)

平成26年12月 関係省庁連絡会議※を設置
平成27年1～3月 既存の施策の点検の結果、有識者懇談会の最終提言等を踏まえた検討

<見直しの視点>

- ・ 離島及び周辺海域の状況認識の高度化
- ・ 国民に対する普及・啓発の促進
- ・ 管轄権の根拠となる離島の適正な管理に向けた取組 等

※ 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省により構成

平成27年3月末日 基本方針の改訂

IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

(3) 領域保全に関する取組の強化

さらに、国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。

海洋管理の観点から、優先的に取り組むべきこと

- 国境離島の保全・管理の基本となる事項の着実な取組
 - ・ 基本情報(自然地理情報、歴史文化情報等)の情報発信
 - ・ 新たに判明した国有地の国有財産台帳への登録、所有者情報の継続的な更新
 - ・ 名称のない離島への名称付与、地図及び海図への記載
 - ・ 衛星や航空機による最新の観測技術・知見等を活用した新たな監視手法の検討
- 国民への普及・啓発
 - ・ 「国境離島Web Page」や小冊子の作成
 - ・ 離島観光や離島をめぐるクルーズなどの海洋観光、エコツーリズムの推進
 - ・ 副教材の作成、体験型の活動の推進等による国境離島の教育の充実

既存の施策に対し、配慮を求めるべきこと

- 警備・安全保障
- 自然環境の保全